

宗像市災害廃棄物処理計画【概要版】

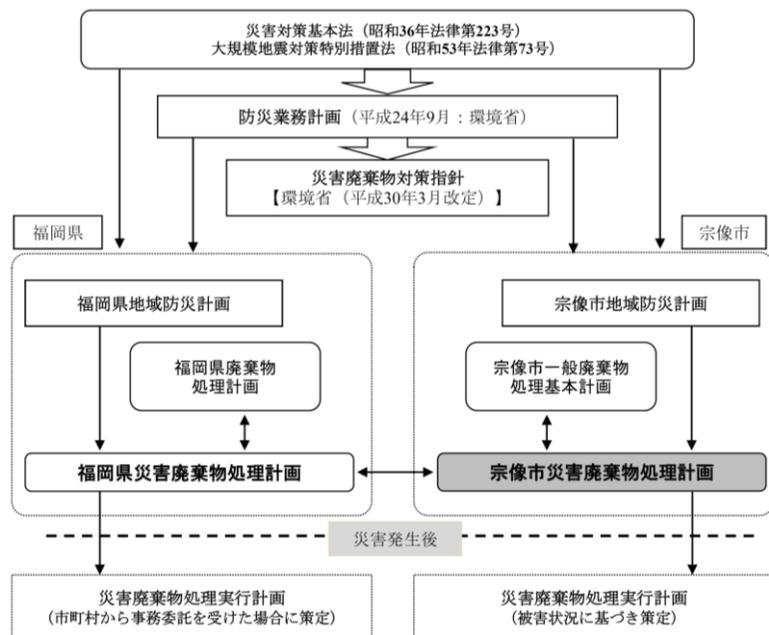
1. 計画策定の背景及び趣旨

平成 23 年の東日本大震災等の経験を踏まえ、国は平成 26 年に「災害廃棄物対策指針」を制定し、地方公共団体が災害廃棄物処理計画を策定することを明記した。福岡県では、平成 28 年に福岡県災害廃棄物処理計画を策定し、それぞれの市町村が災害廃棄物処理計画を策定することとした。

本計画は、大規模な地震や風水害により、宗像市が被災した場合を想定し、必要となる事項をとりまとめ、災害廃棄物処理を適正かつ円滑に行うために策定するものである。

2. 計画の位置づけ

環境省の指針を踏まえ、「宗像市地域防災計画」と整合を図りながら「福岡県災害廃棄物処理計画」と連携して災害廃棄物処理を実施するものである。



3. 想定する災害

地震	西山断層(南東下部)	断層の長さ 31 km・マグニチュード 7.3
	基盤地震動一定	深さ 10 km・マグニチュード 6.9
津波	西山断層	マグニチュード 7.6 「日本海における大規模地震に関する調査検討会」のモデル F60
風水害	釣川水系 (釣川・山田川・八並川)	国及び県が設定した浸水想定区域図に基づく災害

4. 災害廃棄物の種類

地震・風水害による災害	木くず、コンクリートがら、金属くず、可燃物、不燃物、津波堆積物、腐敗性廃棄物、廃家電、有害廃棄物、適正処理困難物、廃自動車等
被災者・避難者の生活	生活ごみ、避難所ごみ、し尿

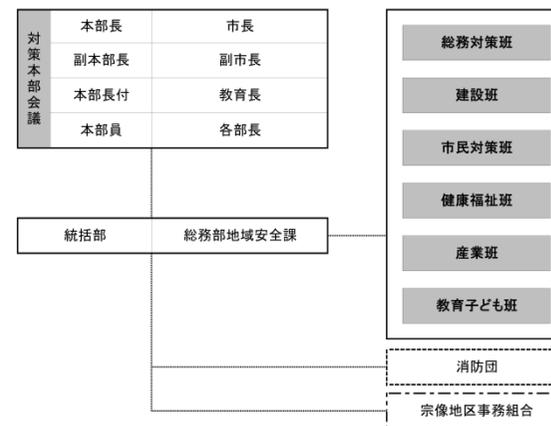
5. 災害廃棄物処理の基本的な考え方

- 【基本方針】 災害廃棄物を生活環境の保全及び公衆衛生上の支障がないよう適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理する。
- 【処理計画】 福岡県災害廃棄物処理計画との整合を図りつつ、必要な事項を本計画に取りまとめるとともに、計画の継続的な点検や更新を行う。
- 【処理方法】 環境負荷の低減、資源の有効活用及び処分量の減量化の観点から、可能な限り分別、再生利用する。災害廃棄物の処理現場の周辺環境等に十分配慮して処理する。
- 【処理期間】 災害廃棄物発生量及び処理可能量を踏まえ、県内市町村による広域的な支援がなされることを前提に、規模が大きい災害の場合でも1年以内の処理完了を目指す。
- 【処理体制】 本市による処理を原則とするが、被災状況に応じて、周辺市町村、一部事務組合、福岡県、九州地方、国、民間事業者と協力して処理を行う。また、状況によっては、県への事務委託等を検討する。

6. 組織体制・協力支援体制

宗像市地域防災計画に基づき設置する災害対策本部内の市民対策班が、統括部や各班と連携を取りながら災害廃棄物処理に関する業務を行う。

被災状況に応じて、相互協定を締結している市町村や民間事業者と協力・支援を要請する。この協力・支援要請だけでは対応できない場合は、福岡県に支援を要請する。



7. 災害廃棄物発生量の推計

【し尿】

	避難所避難者数	し尿発生量	仮設トイレ必要基数
西山断層(南東下部)	1,072 人	1,822L/日	37 基
直下型地震(基盤一定)	288 人	490L/日	10 基

【避難所ごみ】

	避難所避難者数	1日あたりの避難所ごみ発生量
西山断層(南東下部)	1,072 人	0.85t/日
直下型地震(基盤一定)	288 人	0.23t/日

【地震による災害廃棄物】

	木造		非木造		合計
	可燃物	不燃物	可燃物	不燃物	
西山断層(南東下部)	11,000t	29,000t	1,000t	11,000t	52,000t
直下型地震(基盤一定)	3,000t	8,000t	0t	1,000t	12,000t

【津波による災害廃棄物】

	浸水面積	津波堆積物
西山断層による津波	100ha	58,400t

【風水害による災害廃棄物】

	被害区分	水害廃棄物発生量
釣川水系	床上浸水 950 棟	3,600t
	床下浸水 607 棟	49t
	合計	3,649t

8. 災害廃棄物処理

【災害廃棄物処理実行計画の策定】

発災後、本市は本計画や国(環境省)の災害廃棄物処理指針(マスタープラン)もとに、具体的な処理方法を定める災害廃棄物処理実行計画を策定する。

災害廃棄物処理実行計画の策定にあたっては、環境省のD・Waste-Net(災害廃棄物処理支援ネットワーク)の技術的支援を要請する。災害廃棄物処理を進めるにつれて、発災直後に把握できなかった被害の詳細や災害廃棄物の処理にあたって課題等が次第に判明することから、処理の進捗に応じて災害廃棄物処理実行計画の見直しを行う。

県内市町村等の支援を受けて、1年以内に処理を完了することを目指す。

9. 仮置場の確保

災害廃棄物の発生状況に応じ、住民専用集積所、一次仮置場、二次仮置場を設置する。

《住民専用集積所》

被災家屋から排出される災害廃棄物を自己搬入する場所として設置する。

《一次仮置場》

災害廃棄物を分別し、一定期間保管する場所として設置する。

《二次仮置場》

広域処理も視野に入れた中間処理(破碎・選別等)を行う必要がある場合に設置する。

【一次仮置場の必要面積】

地震による災害発生量をもとに、積み上げスペースや作業スペースを考慮し推計した。

西山断層(南東下部)	直下型地震(基盤一定)
23,892 m ² (2.4ha)	5,647 m ² (0.6ha)

【災害廃棄物処理実行計画のイメージ】

